



(1) 令和8年度山形県住宅支援制度について

③ 中古住宅流通促進事業



③ 中古住宅流通促進事業

事業概要



1. 事業の目的

- ◎ 低廉で良質な住宅取得を支援し、中古住宅の流通を促進
- ◎ 空き家対策
- ◎ 人口減少対策としての移住・新婚・子育て世帯への支援

2. 支援の内容

| 世帯種別 | 住宅ローン対象額 補助対象利率 | 補助金最大額 |
|-------------|--------------------|--------|
| 移住・新婚・子育て世帯 | 1,500万円 0.4% | 40万円 |
| 一般世帯 | | 30万円 |

※住宅ローンの利子相当額の一部を一括補助

③ 中古住宅流通促進事業

対象となる中古住宅の要件



県内に自ら居住するために購入するもので、
以下の全てに該当する住宅

(1) 所有権移転日、または引渡し日が

令和8年2月28日以降の住宅

(2) 完成後2年超又は居住実績がある

(3) 住宅瑕疵担保責任保険法人の取り扱う

既存住宅売買瑕疵保険に加入

又は住宅瑕疵担保責任保険の保険期間中※である住宅

※転売特約等により、補助金を受けようとする者が購入した以降も
保証を受けることができるものに限る

③ 中古住宅流通促進事業

世帯の要件



◎全世帯共通で、前年（1月から5月に申請する場合にあっては前々年）の所得が1,200万円以下である方。

◎移住・新婚・子育て世帯の各要件は以下のとおり

| 世帯種別 | 要件 |
|-------|---|
| 移住世帯 | 以下のいずれかに該当する世帯 ・ 令和3年4月1日以降 に山形県外から県内市町村に住み替えた世帯 ・平成23年3月11日に岩手県・宮城県・福島県に居住しており、令和3年3月31日までに県内の市町村へ転入届を行った世帯員がいる世帯 |
| 新婚世帯 | 申請日において、 婚姻した日から5年以内 である世帯をいう。 |
| 子育て世帯 | 平成20年4月2日以降に出生 した世帯員がいる世帯をいう。 |

③ 中古住宅流通促進事業

募集期間・申請窓口



◆募集期間

令和8年4月6日（月）～令和9年2月26日（金）

◆募集戸数 25戸【先着】

◆申込窓口

| 地域 | 申請窓口 | 住所 | 電話番号 |
|------|--------------|----------------|--------------|
| 村山地区 | 村山総合支庁建設部建築課 | 山形市鉄砲町2-19-68 | 023-621-8287 |
| 最上地区 | 最上総合支庁建設部建築課 | 新庄市金沢字大道上2034 | 0233-29-1420 |
| 置賜地区 | 置賜総合支庁建設部建築課 | 米沢市金池7-1-50 | 0238-26-6091 |
| 庄内地区 | 庄内総合支庁建設部建築課 | 三川町大字横山字袖東19-1 | 0235-66-5640 |

利用にあたっての留意点



◆申請期限

- ◎ 令和9年2月26日までに住宅ローン契約、住民票などの必要書類を準備の上、申請が必要です。

◆その他

- ◎ 中古住宅に対する支援については、市町村でも実施している場合があります。詳細については、各市町村の窓口までお問い合わせください。